

## 1 1 平成 27 年度えいけんプラン

# えいけんプラン



衛生研究所（吉見町）

平成27年4月



埼玉県のマスコット コバトン

## 埼玉県衛生研究所

## 目 次

1	衛生研究所の業務の基本方針	1
2	平成27年度えいけんプラン策定の趣旨	2
3	平成27年度事業実施計画	3
I	重点事業	3
1	感染症の発生に伴う健康危機対応機能の維持・強化	3
2	食の安全・安心確保	5
3	危険ドラッグの検査の充実	6
4	産学官連携及び県民に開かれた研究所を 目指した取組みの推進	7
II	項目別事業実施計画	9
1	調査・研究	9
2	試験・検査	11
3	試験・検査の信頼性を確保するために	15
4	研修・指導	17
5	公衆衛生情報等の収集・解析・提供	19
6	職員の資質向上	22
7	健康危機に対応する体制の構築	24
8	産学官連携及び県民に開かれた研究所	25

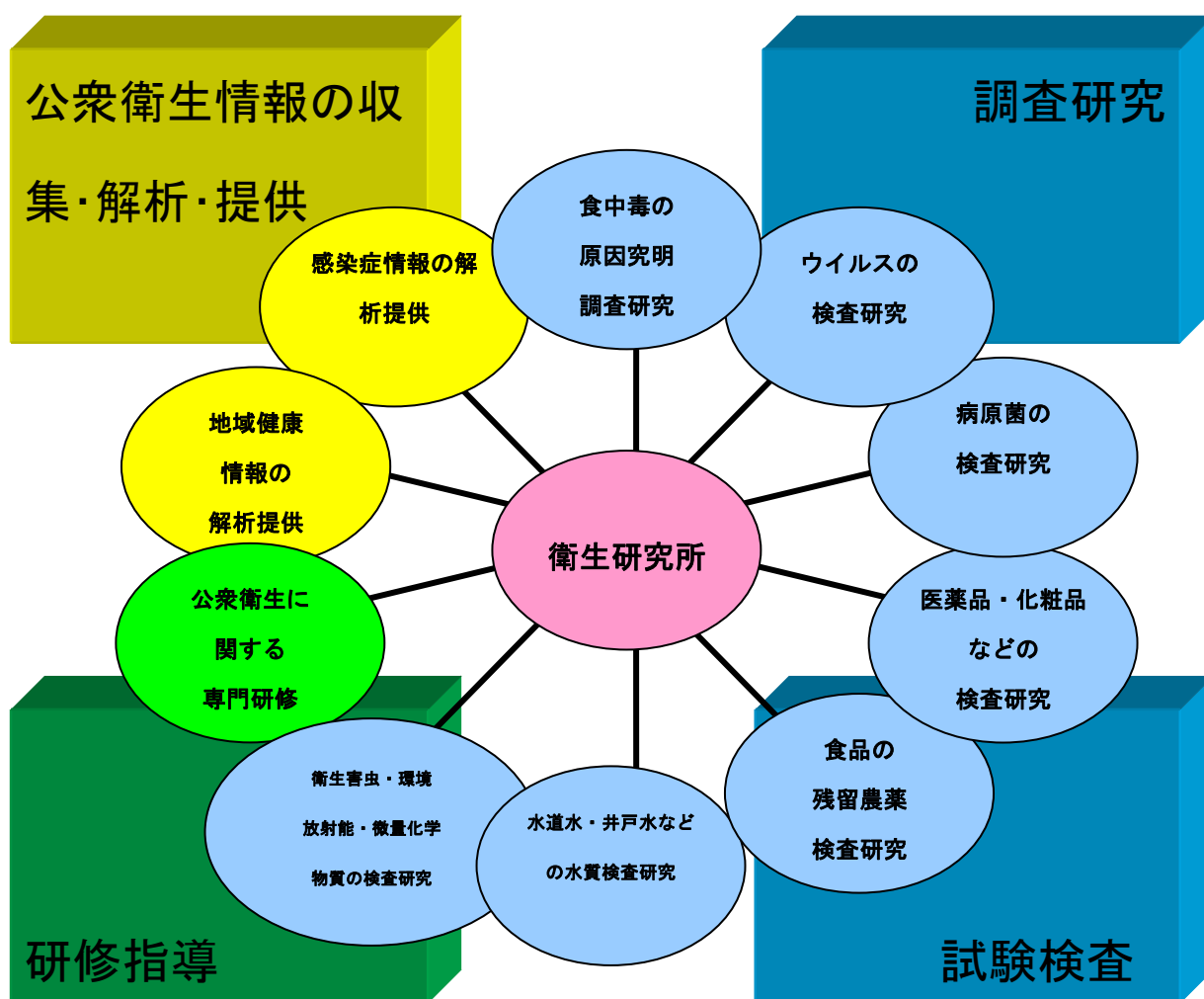
# 1 衛生研究所の業務の基本方針

衛生研究所は、埼玉県における衛生行政の科学的、技術的中核機関として、県民の疾病予防、健康の保持増進、公衆衛生向上のために、調査研究、試験検査、研修指導及び公衆衛生の情報等の収集・解析・提供等を行っていきます。

## ○衛生研究所の設置根拠

地方衛生研究所設置要綱（平成 9 年 3 月 14 日厚生事務次官通知）

### 〔衛生研究所の業務〕



## 2 平成 27 年度えいけんプラン策定の趣旨

平成 26 年は、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行、約 70 年ぶりに発生したデング熱の国内感染事例などの感染症や、アクリフーズ農薬混入事件をはじめ、その後の食品への異物混入など食の安全の信頼を揺るがす事件、そして危険ドラッグ問題など県民の健康と安全にかかわる健康危機問題が数多く起こり、その対応が課題となっています。

こうした中で、衛生研究所は、「埼玉県 5 か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉へ—」の基本目標である「誰もが健康に暮らせる社会をつくる」「暮らしの安心・安全を確保する」の実現に向け、各種健康施策の科学的・技術的支援機関としての役割を果たしていく必要があります。

このため、衛生研究所は「衛生研究所の業務の基本方針」に基づき、健康被害の予防のための平常時の試験検査や食中毒・感染症の発生時の適切な対応を含めた健康危機管理が十分に行える機能を持つとともに、開かれた試験研究機関となることを目指し、計画的な運営を行うことを目的として平成 27 年度の事業実施計画「えいけんプラン」を策定しました。

### 3 平成 27 年度事業実施計画

#### I 重点事業

##### 1 感染症の発生に伴う健康危機対応機能の維持・強化

遺伝子検査を中心とした検査体制を維持・強化し、県民に重大な影響を及ぼす可能性のある感染症の発生に備えた事前準備型の体制を整備します。

また、正確な発生状況の把握と流行情報の把握につとめ、様々な機会を通じ迅速かつ分かりやすく県民に提供します。

##### 【背景】

平成 26 年は、8 月に約 70 年ぶりにデング熱の県内発生も含めた国内感染例の流行があり、160 人の患者発生が報告されました。

また、西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行に関しては、WHO を中心に世界規模でその対策が実施され、現在でも継続されています。

さらに、各自治体では、エボラ出血熱流行地域からの帰国者による国内での患者発生を想定した防疫体制の訓練などが実施されました。

このように国内外を問わず様々な感染症が発生する状況下で、県民生活に重大な影響を及ぼす可能性のある感染症の発生に備え、遺伝子検査を中心とした迅速で正確な感染症診断のための検査体制を維持・強化することが必要となっています。

また、県内の 0157 等の腸管出血性大腸菌報告患者数は過去 15 年間で最多となり、これらの感染症やインフルエンザなどの毎年流行を繰り返す疾患の病原体を監視し、詳細な流行状況を把握することで、新たに出現する病原体の早期探知と原因究明も必要です。

そして、これら検査機能だけでなく、疫学情報の解析機能をもつ基幹感染症情報センターとして、積極的な情報提供を行うことが求められています。

#### <重点事業の概要>

##### (1) 早期発見と迅速な対応

☆感染症の緊急検査体制を維持・強化し、保健所と連携した感染症の早期発見に努めます。

・新たな感染症診断のための検査方法の導入と継続的な事前準備

(インフルエンザ H7N9、中東呼吸器症候群(MERS)、重症熱性血小板減少症候群(SFTS)など)

- ・ 各種遺伝子検査法を積極的に活用することによる検査の迅速化  
(季節性インフルエンザ、麻しん、腸管出血性大腸菌感染症など)
- ・ 保健所と連携した結核患者発生時対応の推進  
(結核接触者検診への IGRA 検査の適用)

## (2) 予防対策の維持・強化

☆県民に大きな影響を及ぼす可能性のある感染症の発生に備えた情報収集、解析機能を維持・強化します。

- ・ 輸入感染症の患者発生動向の把握と監視機能の強化  
(デング熱、腸チフス、麻しんなど)
- ・ 最新の機器による遺伝子検査法を活用した解析機能の強化  
(腸管出血性大腸菌感染症、結核など)
- ・ 埼玉県基幹感染症情報センター機能の充実  
(さいたま市、川越市、越谷市と連携した県全域情報の収集解析)

## (3) 防疫対策の維持・強化

☆感染症の患者が発生した場合、保健所等と連携し迅速な対応に当たります。

- ・ 感染症常時監視機能と保健所等関係機関への迅速情報還元機能の維持・強化  
(腸管出血性大腸菌感染症等の三類感染症)
- ・ 保健所が実施する疫学調査等の積極的支援  
(麻しん、風しん、薬剤耐性菌感染症など)
- ・ 保健所等職員を対象とした、患者発生時の疫学調査等の技術研修の充実  
(疫学調査、報告システム、感染防護、消毒など)
- ・ 患者発生を想定した医療機関、保健所等と連携した防疫対策訓練の実施  
(患者検体の取り扱い、検体搬送など)
- ・ 疫学情報と遺伝子検査を合わせた情報還元による拡大防止策の推進  
(腸管出血性大腸菌感染症など)

## (4) 感染症に関する情報の収集体制の強化

☆「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部を改正する法律」の平成 28 年 4 月からの完全施行に向け、病原体サーベイランス機能の強化を図ります。

- ・ 埼玉県基幹感染症情報センターとして県庁及び県内保健所設置市と連携協議し、病原体サーベイランス体制を構築  
(季節性インフルエンザなど)

- ・ 検査の標準化、精度管理の充実  
（病原体サーベイランス標準作業書の作成など）
- ・ 検査結果のすみやかな公表の推進  
（ホームページ等を活用した病原体検出情報の還元）

## 2 食の安全・安心確保

流通食品等の計画的検査及び食中毒や冷凍食品の農薬混入事件等の原因究明検査を、従来の検査法に加え、機能強化による新たな検査手法等も活用し、より正確かつ迅速に行います。

### 【背景】

平成 26 年度は、0157 食中毒事件や県内初の寄生虫（クドア）による食中毒事件が発生しました。また、アクリフーズ農薬混入事件をはじめ、その後の食品への異物混入など食品にかかわる事件の発生が相次ぎ、食品の安全性に対する県民の意識は一層高くなっています。

このような消費者の意識に答えるため、全国 2 位の農産物直売所の売上高をもつ埼玉県としては、県内産の野菜が全国で一番安全・安心なものであることを見える形で発信する必要があります。このため、農産物直売所で販売される県内産農産物を対象に、新たな検査手法による残留農薬検査を実施するなど、健康被害の未然防止や健康被害発生時の被害拡大防止のため、検査機能強化や検査の信頼性を確保するための体制の整備・充実が求められています。

### <重点事業の概要>

#### (1) 食品の安全確保

☆「埼玉県食品衛生監視指導計画」に基づき、県内で生産・製造・加工、又は販売される食品について、保健所が収去または買い上げを行い、年間を通して計画的に検査を実施し、食品の安全性を確保します。

☆検査には、衛生研究所の移転に伴い機能強化・整備された検査機器を活用します。

- ・ 残留農薬、動物用医薬品、食品添加物、放射能等の検査
- ・ 規格基準等の細菌検査、病原微生物等の検査
- ・ アレルギー食品、遺伝子組換え食品検査



## (2) 食品による健康被害への対応や健康被害の未然防止と被害拡大防止

☆食中毒や食品苦情の原因究明を行い、被害拡大防止や再発防止に努めるとともに、食品による健康被害の未然防止を目的に実態調査を実施します。

- ・食中毒原因究明検査や新たに食中毒に指定された寄生虫等の検査
- ・蛍光 X 線分析装置等による食品中の異物検査
- ・食品への虫等混入異物検査
- ・食品中の食中毒菌汚染実態調査
- ・震災に伴う原発事故による食品中の放射能汚染実態調査

## (3) わかりやすい情報の提供

☆食品の安全について、様々な角度からわかりやすく情報を提供します。

- ・えいけんインフォメーションの発行
- ・ホームページの充実

## (4) 検査精度の向上

☆衛生研究所の移転に伴い、機能強化・整備された検査機器を活用し、検査精度の向上をめざします。

# 3 危険ドラッグの検査の充実

危険ドラッグ検査に対応するため検査の充実を図ります。

### 【背景】

今般、危険ドラッグの使用による事件・事故、健康被害が多発しています。国は、危険ドラッグの規制強化を進め、使用撲滅のための数々の施策を実行しています。また、埼玉県も独自の条例を制定し、対応しています。

衛生研究所では、平成 26 年度の移転に伴い最新機器を整備して検査機能を強化しましたが、標準品の確保など、今後危険ドラッグの検査体制をさらに強化する必要があります。

### <重点事業の概要>

#### (1) 指定薬物標準品の確保

☆迅速な検査を実施するため、指定薬物の標準品を揃えます。

目標準備薬物数：150 種類

## (2) 検査精度の向上

☆衛生研究所の移転に伴い、機能強化・整備された検査機器を活用し、検査精度の向上をめざします。

## (3) 県業務課・国・地方自治体等との連携

☆県業務課との協議、国や地方自治体等の試験研究機関との連携を図って情報収集等を行い、より効率的な検査を実施します。

## 4 産学官連携及び県民に開かれた研究所を目指した取組みの推進

大学、企業、研究機関等との連携事業に取り組むとともに、県民に衛生研究所の役割を理解し、身近に感じていただくため広報活動等の充実に努めます。

### 【背景】

衛生研究所の専門的な検査・研究機能を活用し、保健衛生または医療分野の大学、企業、研究機関、団体等の研究室と連携・交流を図り、地域における新たな貢献活動に取り組むことが期待されています。

衛生研究所では、平成 26 年度から産学官連携を事業の柱の 1 つに据えて、様々な事業に取り組んでいますが、これらの実績を踏まえて、継続して連携事業に取り組んでいく必要があります。

また、県民が健康被害に対して大きな関心を持つエボラ出血熱やデング熱の感染症の流行や危険ドラッグの事件などに関する報道が多くなされており、衛生研究所の役割はますます重要になってきているといえます。

そこで、当研究所の業務内容を正しく、より広く理解していただき、県民に開かれた衛生研究所を実感していただくために、引き続き広報活動を充実し、当研究所の役割などを分かりやすく周知していく必要があります。

### <重点事業の概要>

#### (1) 産学官の連携ネットワークの拡充、交流の推進

☆医療イノベーション埼玉ネットワークをはじめ、様々な分野における連携の可能性を検討していきます。

そのため、大学、企業、研究機関等と意見交換等を行う交流機会の創出に努めます。

## (2) インターンシップの取組み

☆新たなインターンシップ制度として、日本薬科大学の新入生の早期体験学習（短期研修）を実施します。

また、平成26年度に引き続き、埼玉県大学生インターンシップ推進事業を通じて学生の受入れを行います。

## (3) 共同研究の実施

☆大学や企業等と共同研究実施に向けて協議を行い、条件等を調整し、連携事業を進めていきます。

## (4) 広報活動の充実

☆ホームページなどで、衛生研究所に関する情報発信を積極的に進めていくとともに、見学希望者を募り、積極的に受け入れていきます。

また、県民広報展示室をはじめ、見学内容の充実を図っていきます。

## (5) 県民向けイベントの開催

☆衛生研究所を知っていただくきっかけとなるように、関心の高いテーマについて県民公開講座を開催します。また、引き続き夏休み親子科学教室を開催し、家族で参加できる行事の充実を図ります。

## II 項目別事業実施計画

衛生研究所の業務を 8 つの項目に分け、具体的な事業計画を定め  
ました。

### 1 調査・研究

県民の健康保持・増進、公衆衛生の向上に寄与し、行政上必要な試験検査業  
務を適切に行うため、各種の調査研究を行っています。

なお、調査研究の実施に当たっては、内部評価委員会、外部評価委員会によ  
り、「目標設定の適否」、「緊急性・必要性」、「研究手法」、「独創性・新  
規性」の観点から多角的な評価を行い、研究課題を選定しています。

平成 27 年度に実施を予定している研究課題は次のとおりです。

#### (1) 衛生研究所調査研究事業（県単独予算）

- ① 疫学情報による diffuse outbreak 迅速検出に関する研究
- ② インフルエンザウイルス薬剤耐性調査
- ③ リアルタイム PCR 法による食中毒原因菌の一斉迅速検出に関する検討（その 2）
- ④ 個人輸入女性ホルモン製剤の分析調査

#### (2) 厚生労働省の補助金を活用した調査・研究（厚生労働科学研究費）

- ① 食品用器具・容器包装等に含有される化学物質の分析法に関する研究
- ② 国内で流行する HIV とその薬剤耐性株の動向把握に関する研究
- ③ ダイオキシン類等の有害化学物質による食品汚染実態の把握に関する研究
- ④ 食品由来薬剤耐性菌の発生動向及び衛生対策に関する研究
- ⑤ 下痢症ウイルスの分子疫学と感染制御に関する研究
- ⑥ 広域・複雑化する食中毒に対応する調査手法の開発に関する調査研究
- ⑦ 薬用植物の国内栽培推進に向けた基盤構築に関する研究
- ⑧ 動物由来感染症の対応に関する研究
- ⑨ 食品中に含まれる残留有害物質のうち低い安全性基準値の検査方法の検討と精度  
管理体制の構築に関する研究
- ⑩ 新興・再興感染症の発生に備えた感染症サーベイランスの強化とリスクアセスメ  
ント

**(3) 委託を受けて行う調査・研究**

- ① 食品の食中毒菌汚染実態調査
- ② 環境放射能水準調査
- ③ 食品残留農薬等一日摂取量実態調査
- ④ 食品に残留する農薬等の成分である物質の試験法開発に関する研究
- ⑤ 後発医薬品品質情報提供推進事業

**(4) その他（共同研究として実施する調査・研究）**

- ① 生態園をモデルとした放射性物質の分布及び移行に関する研究

**【研究評価】**

**① 内部評価委員会による研究評価**

内部評価委員会は、所長、副所長、室長で構成し、すべての研究について事前評価、中間評価、事後評価を行います。

審査対象は○

		事前評価	中間評価	事後評価
1	衛生研究所調査研究事業	○	○	○
2	応募型の外部研究事業	○	○	○

**② 外部評価委員会による研究評価**

外部評価委員会は、外部の学識経験者等で構成し、県単独の予算で実施する研究課題で、他の機関が審査し採択するもの以外の研究課題について評価を行います。

審査対象は○

		事前評価	中間評価	事後評価
1	衛生研究所調査研究事業	○	—	○
2	応募型の外部研究事業	—	—	—

## 2 試験・検査

衛生研究所は、県民の健康上の安全を確保するために様々な検査を行っており、保健所と連携した行政検査を実施するなど、民間の検査機関にはない重要な役割を担っています。

法令に基づいて実施する検査や、健康被害が発生した際の原因究明を目的とした検査など、行政が必要と判断して実施する検査が中心です。

また、県内の衛生研究所を有さない保健所設置市からの依頼に応じた検査も行っています。

単なる検査結果の提供だけでなく、必要に応じて事前の相談から結果の分析等を含めた情報還元を行っています。

### 【検査結果をもとに情報提供している例】

- ★感染症発生動向調査の病原体検出情報は、年12回感染症情報センターホームページで提供しています。
- ★食品検査により有害な化学物質が検出された場合、その食品を摂取することによるリスクの程度を含めて検査結果を保健所等に返しています。
- ★食品理化学検査に関する情報は、全国から国立の研究機関に集められます。食品の流通はボーダーレスであるため、全国的に情報を収集する必要があります。衛生研究所でも情報提供を行っており、こうした全国の情報が食品衛生行政に活用されています。
- ★水道水質管理計画に基づく水質検査に関する情報は本庁生活衛生課に提供します。提供した情報は、埼玉県ホームページで公開されており、県内水道事業者の水質管理に役立てられています。
- ★危険ドラッグの検査で、指定薬物やその類似成分等が発見された場合には、薬務課を通して厚生労働省に情報提供を行っており、新たに指定薬物の指定を行う際の参考になっています。

### 【法令等に基づく試験・検査】

#### (1) HIV 検査

エイズのまん延防止を図るため、「埼玉県エイズ及びその他の性感染症対策要綱」に基づき、保健所で採血した検体の検査を実施します。

また、保健所が行う HIV 即日検査の円滑な実施を図るため、業務支援を行います。

#### (2) 感染症発生時の検査

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて感染症発生時に検査を行います。

- \* 二類感染症の例 結核、ジフテリア
- \* 三類感染症の例 コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス、腸管出血性大腸菌感染症
- \* 四類感染症の例 デング熱、レジオネラ症、つつが虫病

### (3) 感染症の病原体検査・性感染症検査・肝炎検査

感染症の発生状況や病原体情報を早期かつ的確に把握して流行を予測し、適切な予防措置を講じるために、病原体検査、性感染症及び肝炎検査を行います。

#### ① 病原体検査

医療機関で採取された検体の検査

例：A群溶血性レンサ球菌、百日咳、インフルエンザ等

#### ② 性感染症検査及び肝炎検査

保健所で検査依頼を受付けた性感染症及び肝炎の検査

例：梅毒、クラミジア、B型・C型肝炎等

### (4) 感染症流行予測調査のための検査

感染症の流行予測のため、県内在住者における風しん抗体検査を実施します。

### (5) 結核患者発生時の検査

結核患者が発生した際に、結核のまん延を防止するため、家族及び同僚などの患者との接触者を対象にIGRA検査を実施します。

また、患者間の関連性をみる遺伝子検査（RFLP検査等）を実施します。

### (6) 食品の検査

県内で生産・製造・加工又は販売される不良な食品等を排除するため、食品製造施設等から食品衛生監視員が収去（抜き取り）したのものについて、法律等で定める規格基準等の適合検査を実施します。

さらに、県民等から寄せられた苦情に関する食品等の検査を実施するとともに、加工食品中の残留農薬の検査を実施しています。

残留農薬等の検査は、高速液体クロマトグラフタンデム質量分析装置等による一斉分析を行っています。

食品中の異物検査では、蛍光X線分析装置等により対応を行います。

また、放射線照射食品検査体制を整備し対応を行います。

○検査項目：微生物、農薬・動物薬・添加物、放射能など

### (7) 食中毒発生時の検査

食中毒の迅速な原因究明を行うため、食中毒事件発生時に便・食品・調理施設内のまな板などのふき取り検体について、遺伝子検査技術などを活用して、細

菌・ウイルス・寄生虫（クドア）の検査を実施し、食中毒の迅速な原因究明を行います。

また、化学物質による食中毒（ソラニン等の植物毒やヒスタミン、フグ毒等の魚介毒など）は、移転に伴い導入した高感度な分析機器を活用して、迅速に原因究明を行います。

#### **(8) 腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒の原因究明のための検査**

腸管出血性大腸菌 0157 等による食中毒発生時には、その被害の甚大性から、特に、原因食品の特定や二次汚染防止のため、保存食品、残品、飲食を提供した施設等について、詳細な調査や検査を実施します。

#### **(9) 水道原水・上水道等の検査**

県民に供給する飲料水の安全確保を図ることを目的に、水道原水（浄化前の水）の有害化学物質等の検査を実施します。

また、荒川水系の原虫類や河川水中の医薬品成分を調べる検査を実施します。

検査項目：農薬、非イオン界面活性剤、クリプトスポリジウム、医薬品成分等

#### **(10) 水質監視のための検査**

毎日飲む飲料水の安全性を確保するため、表流水、伏流水、井戸水等について、水質管理目標設定項目のうち 11 項目及び農薬 41 項目の検査を実施します。

#### **(11) 衛生動物検査**

食品衛生法上の苦情や異物混入などの検査、衛生害虫の検査を実施します。

また、感染症を媒介する蚊のモニタリング調査を実施します。

#### **(12) 放射能検査**

原発事故により発生した放射能物質による環境及び食品への影響を把握し、適切な措置及び適切な情報を提供するため、空間放射線量率等、環境中の放射能（線）のモニタリング測定や県内流通食品等の放射能検査を実施します。

#### **(13) 医薬品等の品質の試験検査**

医薬品等の有効性及び安全性を確保するために、薬事監視員が医薬品製造業者等からの収去を行った製品について、衛生研究所で品質に関する試験検査を行います。

#### **(14) 医薬品等の規格及び試験方法の審査**

厚生労働大臣から知事に委任された医薬品及び医薬部外品の製造販売承認申請書



の規格及び試験方法の審査を行います。

### (15) いわゆる健康食品や危険ドラッグの検査

県民の健康に危害を及ぼす恐れのある成分の有無について、いわゆる健康食品や危険ドラッグ※の検査を行います。

#### ※危険ドラッグ

危険ドラッグは、インターネット等で入手できるため、健康被害を招く恐れのある新しい化学物質が出回っているのが現状です。危険ドラッグの作用は不明な点が多く、覚醒剤より危険とも言われています。

そのため、衛生研究所には迅速な検査が求められており、高度な検査機器を導入し検査を行っています。また、必要に応じて衛生研究所で独自に分析法を開発しています。さらにより高度分析機器を用いた質の高い検査に努めます

### 【県民等からの依頼に基づく試験・検査】

県民等からの依頼に基づいて実施する下記の検査については、埼玉県衛生試験等手数料条例に基づいて、手数料を徴収して実施しています。

#### (1) 井戸水等に関する検査

県民等からの井戸水の検査依頼を保健所で受付けたものについて、検査を実施します。 検査項目：細菌検査（2項目）・・・一般細菌、大腸菌  
理化学検査（11項目）・・・塩化物イオン、色度、濁度、pH値等

#### (2) 水道事業者からの水質検査依頼

水道事業者等からの依頼に応じて、水質検査を実施します。  
検査項目：水質管理目標設定項目 11 項目、農薬類 41 項目

#### (3) 寄生虫・原虫の検査

県民等から依頼される寄生虫、赤痢アメーバ、マラリア原虫等の同定検査を実施します。

#### (4) 川越市保健所及び越谷市保健所からの依頼に基づく検査

川越市保健所及び越谷市保健所管内で発生した事例について、各市の状況に応じて、依頼検査を実施します。

#### (5) 放射能の検査

県民等からの依頼により、食品等の放射能の検査を実施します。  
検査項目：セシウム 134、セシウム 137

### 3 試験・検査の信頼性を確保するために

衛生研究所に求められる試験・検査の信頼性を確保するため、検査体制を充実し精度管理の徹底に積極的に取り組みます。

#### (1) 法令に基づき実施している精度管理

食品衛生法に基づき、精度管理を実施します。

##### ① 内部精度管理

検査が適切に実施されたことの確認と個人の技能評価を実施します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
食品微生物担当	細菌数 黄色ブドウ球菌	個人の技能評価	年 2 回
	細菌数、E.coli、大腸菌群、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ最確数等	検査精度の確保評価	検査業務実施毎
生体影響担当	セシウム 137	個人の技能評価	年 2 回
水・食品の食品担当	食品添加物	個人の技能評価	年 1 回
	残留農薬	個人の技能評価	年 1 回
	食品添加物 残留農薬 動物薬	検査精度の確保評価	検査業務実施毎

##### ② 外部精度管理調査への参加

外部機関が行う精度管理に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
臨床微生物担当 ウイルス担当	臨床検査精度管理調査	埼玉県医師会
食品微生物担当	細菌数、黄色ブドウ球菌、サルモネラ属菌、大腸菌群	(財) 食品薬品安全センター 秦野研究所
水・食品担当 の食品担当	食品添加物、残留農薬、動物用医薬品、重金属	(財) 食品薬品安全センター 秦野研究所
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター

## (2) 衛生研究所が実施している精度管理

試験・検査の精度を確保し、技術を向上させるために、自主的に実施します。

### ① 内部精度管理

検査が適切に実施されていることを確認します。

担当名	検査項目	目的	実施回数
水・食品担当 の水担当	有機物（全有機炭素の量） 濁度及び色度 塩化物イオン 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	検査精度の確保 評価	検査業務実施毎
食品微生物担当	食中毒細菌	個人の技能評価	年 1 回
薬品担当	医薬品成分	個人の技能評価	年 1 回
生体影響担当	放射性核種 9 種類	検査精度の確保 評価	年 1 回

### ② 外部精度管理

外部機関の精度管理調査に積極的に参加します。

担当名	検査項目	外部精度管理調査業務実施機関
生体影響担当	放射性核種 12 種類	(公財) 日本分析センター
水・食品担当の 水担当	色度 アルミニウム	埼玉県水道水質管理計画連絡調整委員会
	亜硝酸態窒素 かび臭 (2-MIB 及びジェオスミン)	厚生労働省
水・食品担当の 食品担当	残留農薬	(独) 産業技術総合研究所
薬品担当	医薬品	厚生労働省

### ③ 所内点検

埼玉県衛生研究所検査業務管理規程に基づいて、検体の取扱い、検査記録、試薬の管理、精度管理の実施状況等について、点検を実施します。

### ④ 精度管理についての研修

厚生労働省が実施する信頼性確保部門研修会に参加し、参加者が復命伝達を行います。

## 4 研修・指導

衛生研究所は、高度の専門性を有する県の機関として、衛生行政の第一線機関である保健所職員等を対象に積極的に研修を行います。

また、研修の場を活用して、衛生研究所の業務説明や意見交換を行います。

### (1) 主催研修（共催含む）

- ① 感染症に関する研修 10 回開催予定
- ② 衛生研究所セミナー 4 回開催予定
- ③ その他の研修

### (2) 本庁各課が行う分野別専門研修への協力

### (3) 講師派遣研修

県内外の公衆衛生に関する各機関・団体等に知識・技術を提供するための研修会に当所職員を講師として派遣します。

- ① 県の機関（本庁・地域機関）
- ② 学会・研究会等の講演・シンポジストとしての招聘
- ③ その他外部機関

### (4) 研修生の受入

外部機関から積極的に研修生を受け入れます。

研修対象者	期 間
医師	随時
山西省医療衛生技術研修生	10/5～11/26（予定）

### (5) 専門機関からの視察の受入

専門機関からの視察を随時受け入れます。

**(6) 各種行政機関等の委員会への参画**

行政機関等に設置されている各種の委員会に、専門家としての立場で職員が参画します。

委員会の名称	依頼元・委嘱機関等
残留農薬等分析法検討会	厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課長
薬事・食品衛生審議会 残留農薬・動物用医薬品部会	厚生労働大臣
消費者委員会 新開発食品調査部会委員	内閣総理大臣
食品用器具・容器包装 おもちゃ等の試験に係る検討会委員	厚生労働省医薬食品局食品安全部 基準審査課長
試験法委員会食品成分試験法委員	日本薬学会環境・衛生部会
ジェネリック医薬品品質情報検討会 ワーキンググループ	国立医薬品食品衛生研究所長
埼玉県土壌・地下水汚染専門委員会	埼玉県知事
埼玉県臨床検査精度管理専門委員会	埼玉県知事

# 5 公衆衛生情報等の収集・解析・提供

県内の感染症患者の発生や病原体検出の情報等を、県内医療機関、保健所等に対して提供していきます。

また、保健所と連携し、地域の健康情報の分析や医療費適正化を踏まえた情報提供を行うなど、健康づくりに役立つ情報を積極的に提供します。

## (1) 感染症発生動向に関する情報の収集、解析、提供

感染症に関する情報を収集解析し、迅速かつ的確な解析結果を電子媒体を使用して、関係機関及び県民等に提供することによって感染症の流行の早期探知・拡大防止に努めます。

また、保健所等の行政機関や県内の教育機関などから寄せられる専門相談にも応じています。

- 県内の感染症の発生状況等を迅速に情報発信するために、「感染症患者発生情報」及び「埼玉県病原体検出情報」

(SIASR : Saitama Infectious Agents Surveillance Report) を作成し各保健所から定点医療機関や市町村等に情報提供を行います。

「感染症患者発生情報」→ 週報・月報・年報提供

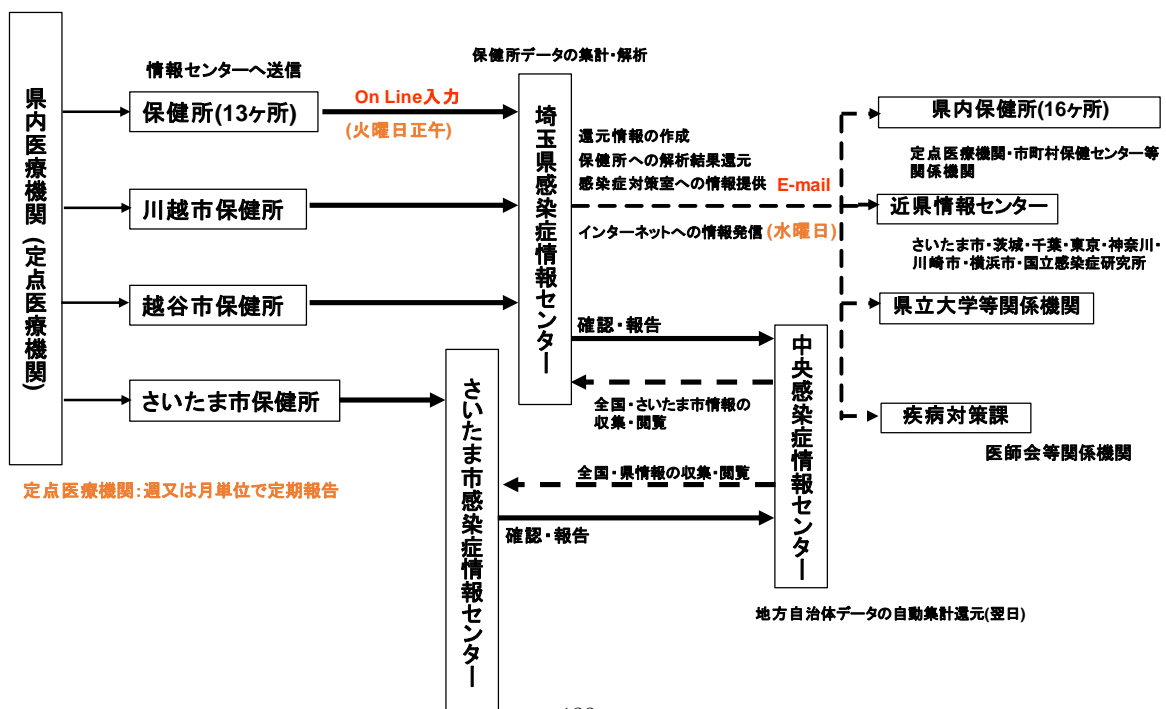
「埼玉県病原体検出情報」→ 毎月提供

- 緊急時は随時情報を提供します。

### 感染症発生動向調査による患者情報の流れ

(全数・定点把握対象疾患の患者発生情報)

→ 情報収集  
- → 情報還元

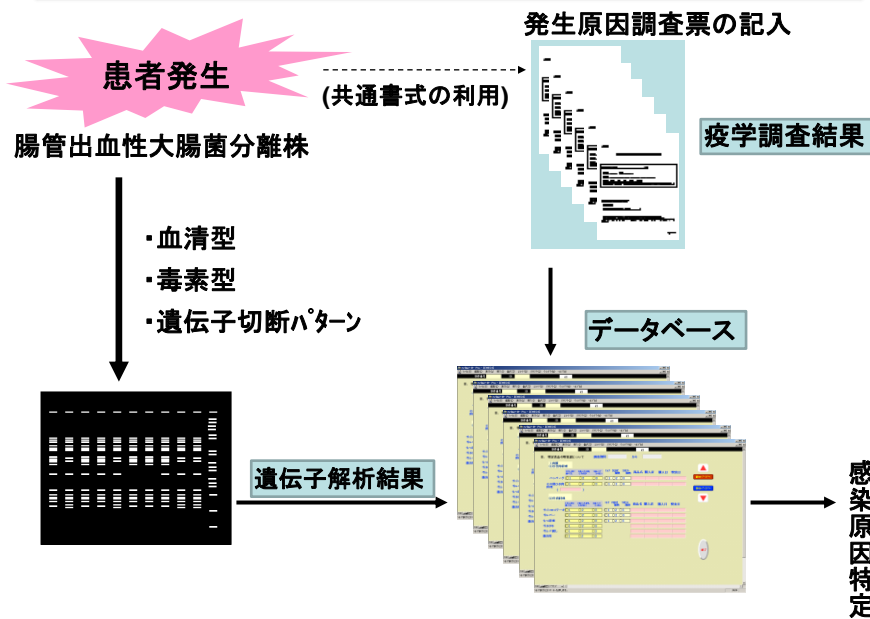


## (2) 0157等感染症に係る疫学的原因究明事業

患者発生時の疫学調査結果と腸管出血性大腸菌の遺伝子解析結果をもとにデータベースを作成し、患者発生時に集団発生の可能性について検証を行うとともに、保健所に対して疫学的調査の支援を行い、早期原因究明に努めます。

- 感染症発生時には随時情報の収集解析提供を実施
- 新たな遺伝子解析技術も導入
- 定期的には年6回程度の速報の提供及び経年データを踏まえた年間報告書の作成

### 腸管出血性大腸菌感染症発生時の原因調査の流れ



## (3) 麻しん対策の推進

県庁との密接な連携の下、感染症情報センターとして、麻しん患者確定のための遺伝子検査、麻しん排除状態維持のため予防接種率向上の技術協力等の対策に取り組めます。

- 麻しん患者発生状況の迅速状況把握
- 麻しん患者の患者確定のための遺伝子検査の実施
- 資料提供及び助言等専門相談体制の整備
- 関係機関研修等に活用できる専門データ分析

## (4) 予防接種状況の報告

予防接種法に基づく定期予防接種について、県内市町村を対象に接種状況を調査します。調査データから年齢別に基礎データを作成し、年齢階級別接種完了率等の情報を保健所及び市町村に年1回報告書を送付して予防接種対策の推進に寄与します。

## (5) 地域の健康情報の分析・提供

地域の健康情報の分析を行い、保健所・市町村の健康づくり事業を支援します。

- 「埼玉県 5 か年計画—安心・成長・自立自尊の埼玉—」の中で、誰もが健康に暮らせる社会をつくるため、生涯を通じた健康の確保の施策指標である「健康寿命」等の指標を提供します。
- 健康長寿計画・食育推進計画・歯科口腔保健推進計画の進捗状況を把握します。
- 「国民健康・栄養調査」埼玉県データを集計・解析します。
- 県が実施した健康に関わる調査について、データを衛生研究所で蓄積します。
- 県内市町村が実施した特定健診・特定保健指導結果のデータを収集・解析して、必要な指標を提供します。
- 県内市町村、保健所がパソコンを用いて簡単に地域の健康水準を把握できる「健康指標総合ソフト」を作成し、提供します。



## (6) 保健所職員等を対象とした情報紙の発行

保健所職員等を対象に衛生研究所の検査や研究に関する情報紙「えいけんインフォメーション」を発行します。

## (7) 国や他自治体の衛生研究所との公衆衛生情報ネットワーク強化

全国公衆衛生情報協議会理事会、地方衛生研究所全国協議会理事会・感染症対策部会・保健情報疫学部会や関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会に参画し、国や他自治体の情報を迅速に入手するとともに、近隣衛生研究所の公衆衛生情報部門の交流を図り、専門的人材育成とネットワークづくりの強化を行います。

特に 27 年度は、関東甲信静支部ウイルス部会の総会・研修会を主催し、ウイルス検査研究のネットワーク強化を図ります。



## 6 職員の資質向上

衛生研究所は、学会や研修受講を通じて職員の資質向上を図っていますが、さらに職員の専門性を育て向上させるための人材育成が課題となっています。このため、以下のとおり資質向上を図りながら、今後の人材育成に努めます。

### (1) 国立保健医療科学院等への派遣

国立保健医療科学院等専門研修機関が実施する研修等に、積極的に職員を派遣します。

### (2) 主な学会等派遣予定

日本公衆衛生学会  
衛生微生物技術協議会  
全国衛生化学技術協議会  
公衆衛生情報研究協議会  
地方衛生研究所全国協議会  
地方衛生研究所関東甲信静支部ウイルス研究部会  
地方衛生研究所関東甲信静支部細菌研究部会  
地方衛生研究所関東甲信静支部理化学研究部会  
地方衛生研究所関東甲信静支部公衆衛生情報研究部会  
日本食品衛生学会  
日本食品化学学会  
日本食品微生物学会  
日本医学教育学会  
日本ウイルス学会  
日本臨床ウイルス学会  
日本臨床微生物学会  
日本結核病学会  
日本薬学会  
腸管出血性大腸菌感染症研究会  
日本臨床寄生虫学会  
日本性感染症学会  
日本水環境学会シンポジウム  
日本栄養改善学会  
日本循環器病予防学会  
日本衛生動物学会

感染症腸炎研究会  
カンピロバクター研究会  
全国薬事指導協議会

**(3) 所内報告会の開催**

研修や研究の成果を所内で共有するため、報告会を開催します。

**(4) 研究成果の発表**

研究の成果を広く保健所、市町村職員等に普及するため、埼玉県健康福祉研究発表会において研究成果を発表します。

## 7 健康危機に対応する体制の構築

- 健康危機発生時に迅速に対応するため、シミュレーション訓練を行います。
- 健康危機発生時における県内政令市、中核市との検査に関する連携を推進するため、合同研修会を開催します。

## 8 産学官連携及び県民に開かれた研究所

大学、企業、研究機関等との連携事業を通じて、新たな地域貢献を進めていきます。

また、衛生研究所の役割や業務を理解していただき、県民に開かれた衛生研究所を実感できる広報の充実、機会の創出に努めます。

さらに、県民の疾病予防、健康の保持・増進のため、様々な健康に関する情報提供を行います。

様々な情報が氾濫している昨今、専門機関としてタイムリーかつ信頼のおける情報提供に努めます。

### (1) 産学官連携の取組み

大学、企業、研究機関、団体、国・市町村等と連携を図り、共同研究など地域における新たな貢献活動を積極的に進めます。

### (2) ホームページの充実

衛生研究所のホームページを充実して県民に身近な健康情報を更新し、疾病予防、健康保持・増進に役立つ情報を提供します。

感染症情報のページは毎週1回更新するとともに、緊急時は随時情報提供を行います。

### (3) 講演会・研修会・イベントの開催

県民に開かれた試験研究機関として、県民公開講座や夏休み親子科学教室の開催など、衛生研究所を周知する機会の創出に努めます。

### (4) 見学の受入れ

「県民広報展示室」を活用し、所内見学を積極的に受け入れます。